

# 第三期日進市 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

---

《計画骨子案》

令和6年7月  
日進市

赤文字は、現行計画を修正している箇所です

## ◆ 目次構成（案）

目次構成案		内容
<b>第1章 計画策定にあたって</b>		
1	計画策定の背景と趣旨	国の動向、法的位置づけ、関連計画、上位計画との関連及び策定体制を記載します。
2	計画の位置づけ	
3	計画期間	
4	計画の新たな視点	
5	SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	
6	計画策定体制	
	（1）子育て支援に関するアンケートの実施	
	（2）子ども及び関係団体からの意見聴取	
	（3）「日進市子ども施策推進委員会」での審議	
	（4）パブリックコメントの実施	
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題</b>		
1	本市の人口動態等の現状	各種統計データから見た本市の現状を記載するとともに、アンケート調査の結果、子どもからの意見聴取結果から現状を示します。 施策の評価は、各課のヒアリング結果を集計し記載します。 また、これらを踏まえ、課題の整理を行います。
	（1）人口の推移	
	（2）子どもの人口の推移	
	（3）子育て世帯等の推移	
	（4）女性の労働力と男女の未婚の状況	
	（5）出生の動向	
	（6）子どもの貧困に関する動向	
2	保育サービス等の現状	
	（1）保育園・認定こども園・幼稚園等の入園状況	
	（2）特別保育の実施状況	
	（3）子育て支援に関する事業の実施状況	
	（4）放課後児童クラブ等の状況	
3	アンケートからみられる現状	
4	施策の進捗評価	
5	本市の子ども・子育てを取り巻く課題	
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>		
1	計画の基本理念	第1章、2章に基づいて、本計画の基本理念、基本目標、施策体系を示します。
2	基本目標	
3	施策の体系図	

目次構成案		内容
<b>第4章 施策の展開</b>		
基本目標 1	子育てと社会参加の両立ができる環境づくり	第2期で設けている基本目標をもとに、基本指針の改正案で示された、家庭支援事業やこども家庭センターに関する目標を追記します。こども・若者に関する目標とわかるように修正したい。 (詳細は今後検討)
基本目標 2	すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり	
基本目標 3	安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり	
基本目標 4	子どもの学びと育ちを親と共に促すまちづくり	
基本目標 5	すべての子どもの心と身体の健全な発達を支援する仕組みづくり	
基本目標 6	子どもが輝く未来の実現に向けた仕組みづくり	
<b>第5章 子ども・子育て支援事業の展開</b>		
1	教育・保育事業等の提供区域	「第三期手引き」に基づき、各事業の量の見込みを算出するとともに、提供体制の確保等について記載します。 また、「地域子ども・子育て支援事業」においては、新事業「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」についても見込みます。
2	将来の子ども人口の見通し	
3	幼児教育・保育事業の量の見込み及び確保の状況	
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況	
5	子どもの放課後対策の推進	
6	教育・保育の一体的な提供と提供体制の充実について	
7	子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保	
<b>第6章 計画の推進・評価体制</b>		
1	計画の推進体制	変更なし。
2	計画の公表及び周知	
3	計画の評価と進行管理	
<b>資料編</b>		
1	日進市未来をつくる子ども条例	策定員会委員名簿及び委員会の開催日等を追加記載します。
2	日進市子ども施策推進委員会委員名簿	
3	日進市子ども施策推進委員会の開催日と審議内容	
4	子どもからの意見聴取結果（仮）	

以前の構成案では、第2章に記載していましたが、実施時期が秋以降になるため、資料編に掲載するよう変更いたしました。

ピンク文字は、第3期用に修正をかけた文言  
となっています。

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

日本の少子化は1990年代に問題視されて以降、国は様々な少子化対策に取り組んできました。しかしながら、少子化の流れは留まることなく、加えて、子育て家庭の孤立、保育所待機児童問題などの子育てに関わる社会的課題が顕在化してきました。

このような、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

日進市（以下、「本市」という。）においても、子ども・子育て支援法に基づいて「子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に第一期、令和2年3月に第二期を策定し、子育て施策の推進を図ってきました。

その後、国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立（令和5年4月施行）、少子高齢化の加速、子供の貧困、いじめや虐待、子育ての負担など幅広いこどもの問題を一元化して対応することを目的に令和5年4月1日にこども家庭庁が創設されました。

また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立しました。

この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和7年度に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることになりました（令和10年度までに段階的に導入）。

このような背景の中、本市では、令和6年度に「第二期日進市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了を迎えることから、「第三期日進市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子育て環境の充実に取り組んでいきます。

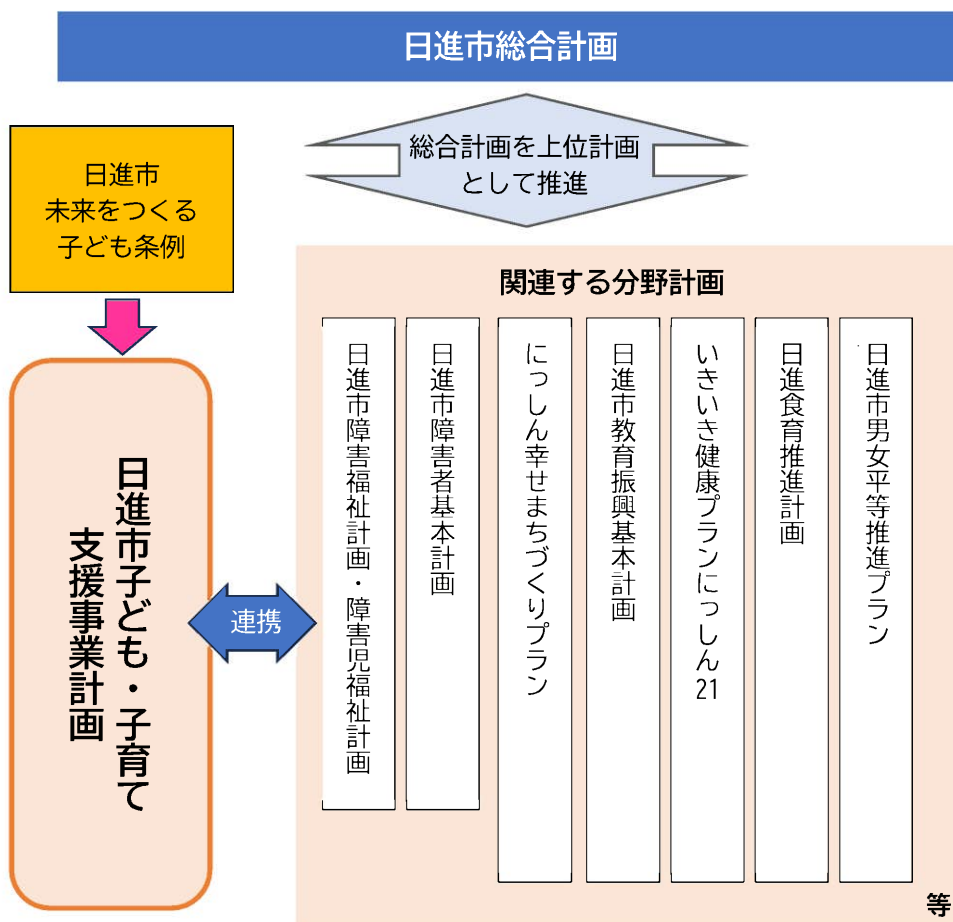
## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、これまで本市が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえた計画として策定するほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」で策定が努力義務とされている「子どもの貧困対策についての計画」としても位置付けることとし、子どもの貧困対策等を含む子ども・子育て支援にかかる様々な分野の施策を総合的・一体的に進めます。

そのため、本計画は、上位計画である「日進市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野別計画として位置付けるとともに、関連計画である「にっしん幸せまちづくりプラン」「日進市教育振興基本計画」「日進市障害者基本計画」「日進市障害福祉計画・障害児福祉計画」「いきいき健康プランにっしん21」「日進市食育推進計画」「日進市男女平等推進プラン」等との連携・整合を図ります。

### ■ 他計画との連携



### 3 計画期間

本計画の期間は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年度において計画の見直しを検討します。

#### ■ 計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第二期子ども・子育て支援事業計画									
⋮					第三期子ども・子育て支援事業計画				
		中間 見直し					⋮		
							中間 見直し		

## 4 計画の新たな視点

### (1) 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(以下、「改正児童福祉法」という。)において、子育て世帯に対する包括的な支援のため、支援を要する児童や子育て世帯等に対して訪問支援等を行う家庭支援の事業の新設・支援内容の拡充を行い、併せて市町村がその利用勧奨や措置を必要に応じて行うこととなりました。

また、新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み(事業需要量)を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等が規定されました。

《新規3事業》

- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業

### (2) こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

改正児童福祉法において、市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)において地域子育て相談機関の整備に努めることとされました。

- ①市町村はこども家庭センターの設置及び地域子育て相談機関の整備に努めることを規定する。
- ②こども家庭センターを中心とした、地域子育て相談機関を始めとする関係機関の連携について規定する。
- ③こども家庭センターでは、必要な場合にサポートプランを作成するなどして、家庭支援事業等の適切な支援につなげることを規定する。

## 5 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、17の国際目標と169のターゲット（指標）が掲げられています。

17の国際目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。そのため、本市では各計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組むこととしています。また、SDGsの「誰一人取り残さない」という考えは、『にっしん、いいね！輝く子ども あふれる笑顔 支えあい、育ち合うまち』を基本理念とする日進市子ども・子育て支援事業計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。そのため、本計画に掲げる施策を推進するにあたってはSDGsの目標を意識して取り組み、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。





## 6 計画策定体制

### (1) 子育て支援に関するアンケートの実施

すべての子どもや子育て家庭が健やかに成長することができる社会の実現を目指すため、小学校就学前児童の保護者や小学校1年生から3年生までの保護者に対して、本市の現状や今後の子ども・子育て支援における課題の整理を目的としたアンケートを実施しました。

### (2) 子ども及び関係団体からの意見聴取

検討中

### (3) 「日進市子ども施策推進委員会」での審議

幅広い知見をもとに本計画の総合的な検討を進めるため、学識経験者や児童福祉・教育関係者、公募市民等からなる「日進市子ども施策推進委員会」において、計画関連事項について審議を行い、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

### (4) パブリックコメントの実施

本計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く市民から意見を募りました。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

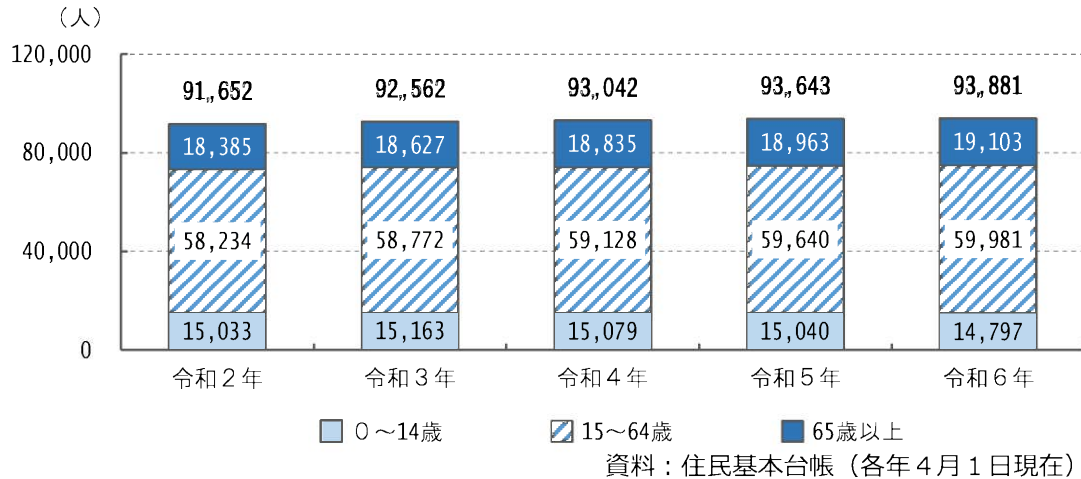
### 1 本市の人口動態等の現状

#### (1) 人口の推移

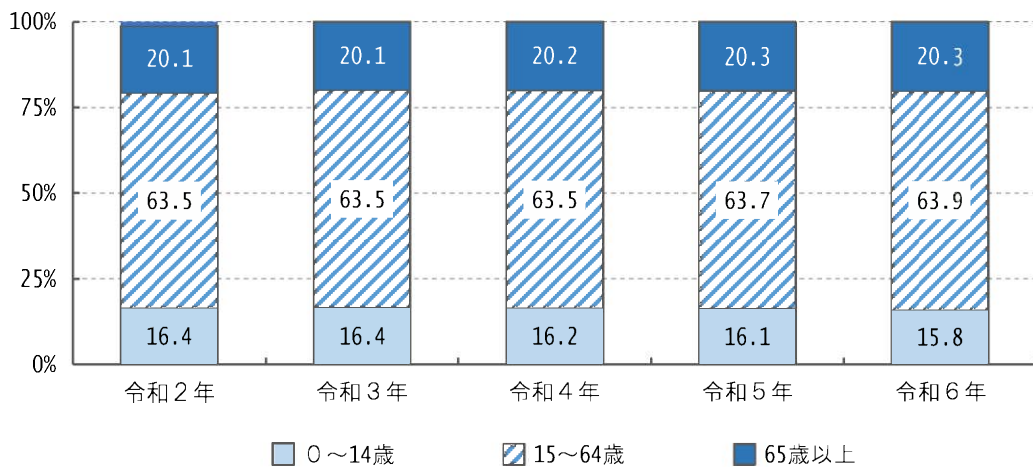
本市の人口の推移をみると、総人口は毎年増加しており、令和6年は93,881人となっています。

また、年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）は令和3年をピークにその後は減少に転じていますが、15～64歳（生産年齢人口）及び65歳以上（老年人口）は増加しています。

■ 年齢3区分別人口の推移



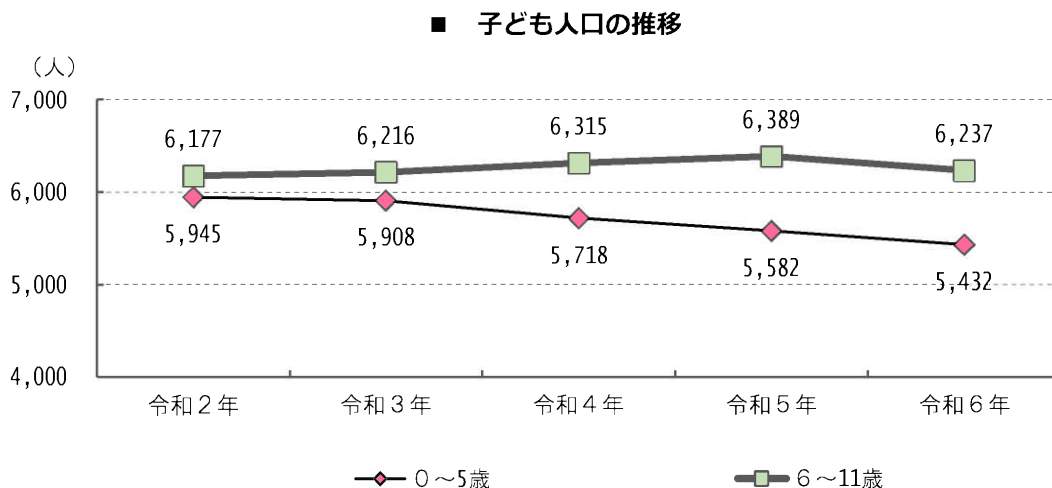
■ 年齢3区分別人口構成割合の推移



## (2) 子どもの人口の推移

子どもの人口の推移をみると、0～11歳の人口は令和4年以降減少にあり、令和6年は11,669人となっています。

特に、0～5歳人口の減少が大きく、令和2年から令和6年の4年間で、513人(8.6%)減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ■ 年齢別子ども人口の推移

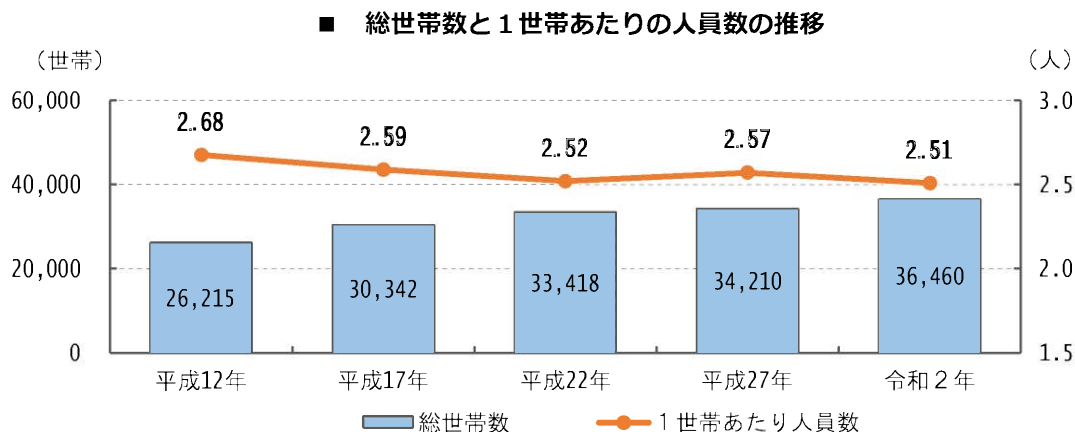
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	12,122	12,124	12,033	11,971	11,669
0歳	840	900	857	856	796
1歳	1,000	858	948	900	881
2歳	949	1,030	857	944	905
3歳	1,045	970	1,036	881	946
4歳	1,093	1,042	972	1,033	875
5歳	1,018	1,108	1,048	968	1,029
0～5歳	5,945	5,908	5,718	5,582	5,432
6歳	988	1,027	1,101	1,061	979
7歳	1,032	1,008	1,025	1,121	1,057
8歳	1,116	1,042	1,000	1,023	1,124
9歳	1,017	1,129	1,043	1,004	1,025
10歳	982	1,022	1,128	1,051	1,005
11歳	1,042	988	1,018	1,129	1,047
6～11歳	6,177	6,216	6,315	6,389	6,237

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

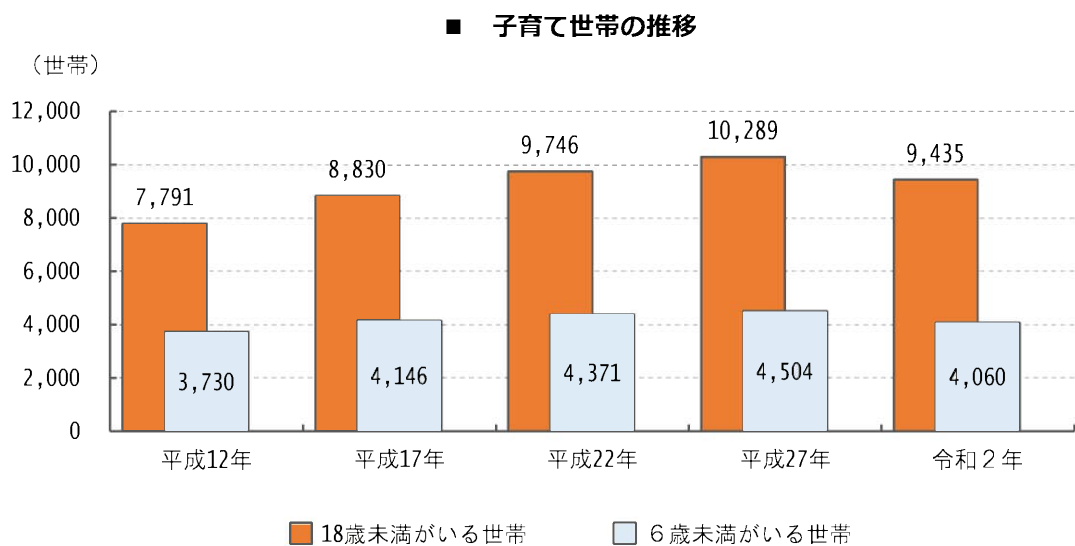
### (3) 子育て世帯等の状況

本市の総世帯数は年々増加していますが、1世帯あたりの人員数は平成17年以降概ね横ばいの2.5人台で推移しています。

また、子育て世帯の推移をみると、6歳未満がいる世帯および18歳未満がいる世帯ともに平成27年までは増加していましたが、その後は減少しています。

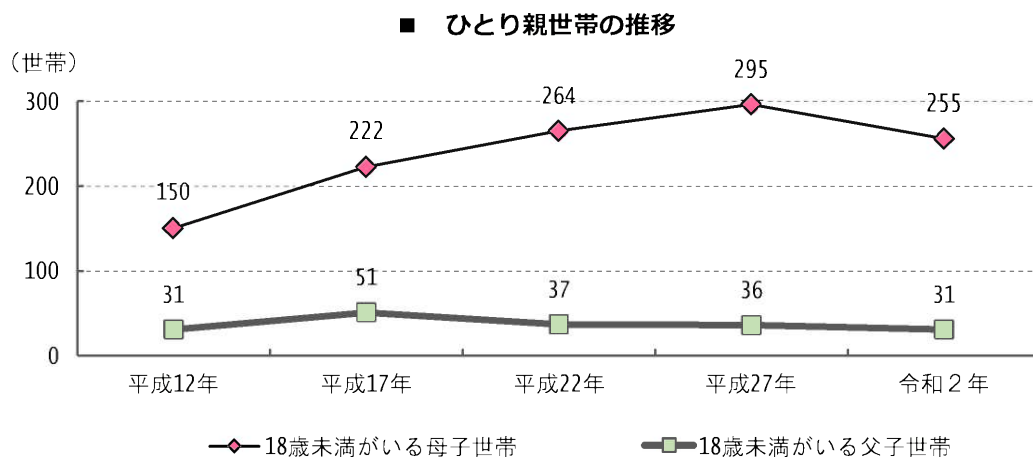


資料：国勢調査



資料：国勢調査

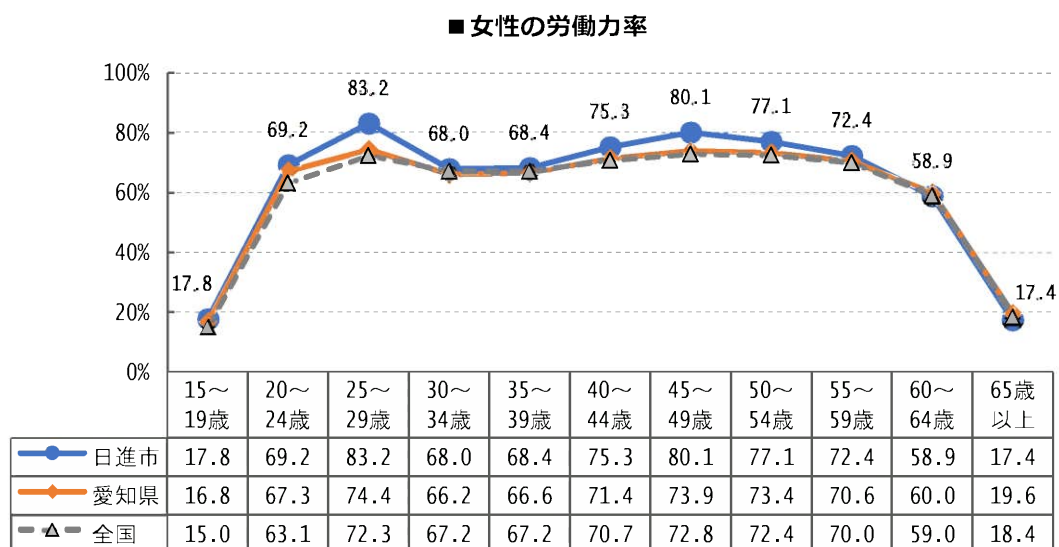
18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、母子世帯では平成27年にかけて増加していましたが、令和2年では減少しています。父子世帯は平成17年を除いて、30世帯台で推移しています。



資料：国勢調査

#### (4) 女性の労働力と男女の未婚の状況

女性の年齢別労働力率をみると、25～29歳と45～49歳をダブルピークとするM字カーブを描いています。近年では、20代から60代の労働力率は上昇しており、M字カーブが緩やかになる傾向がありますが、本市は全国・愛知県に比べ25～29歳と45～49歳の労働力率が高くなっています。

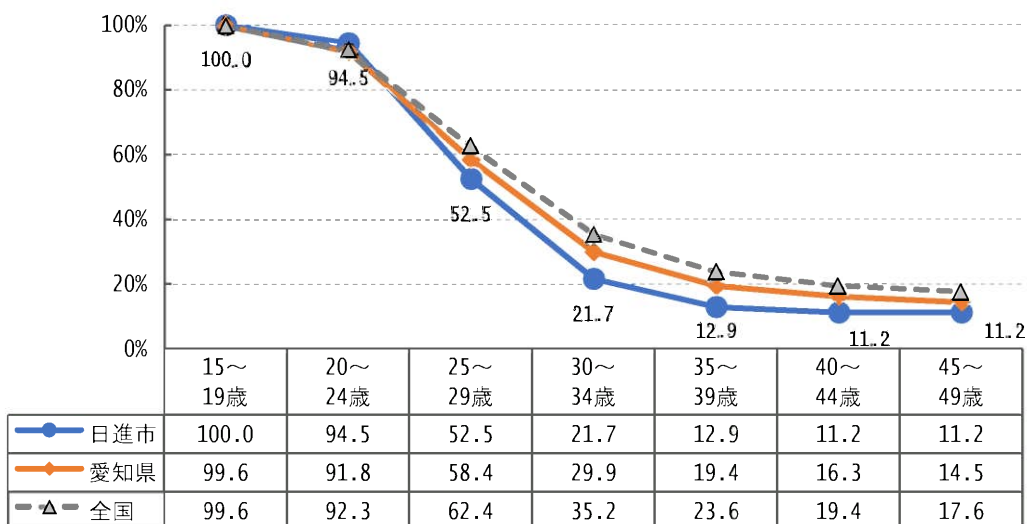


資料：国勢調査（令和2年）

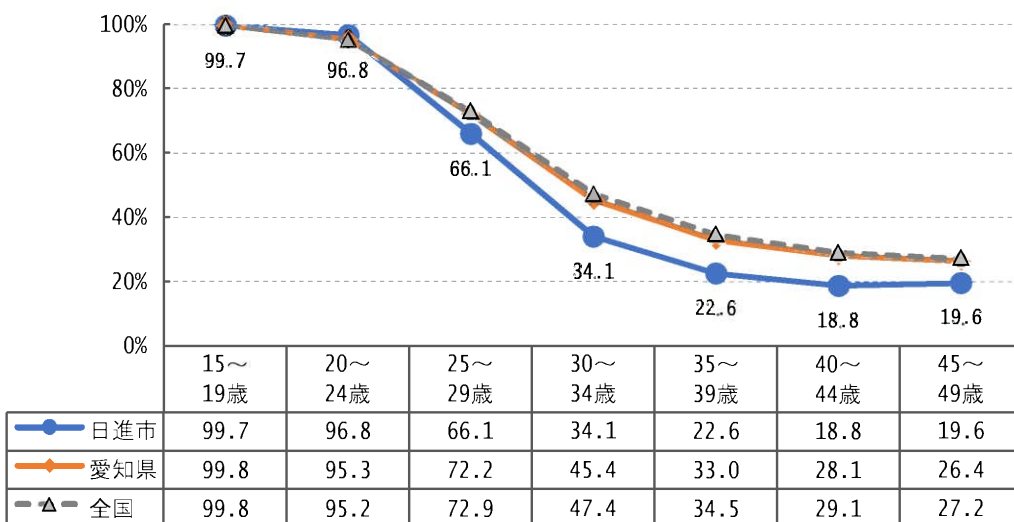
※労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合

本市の未婚率をみると、女性・男性ともに25歳以降では全国や愛知県よりも低くなっています。

### ■女性の未婚率



### ■男性の未婚率



資料：国勢調査（令和2年）

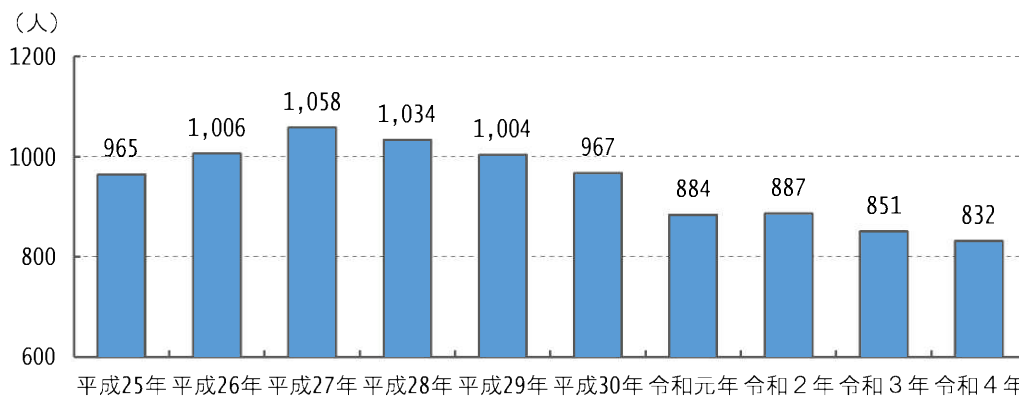
※未婚率：配偶関係不詳を除く各年齢人口に占める未婚者の割合

## (5) 出生の動向

出生数の推移をみると、出生数は平成27年をピークに減少しており、平成30年には1,000人を割り、令和4年は832人となっています。

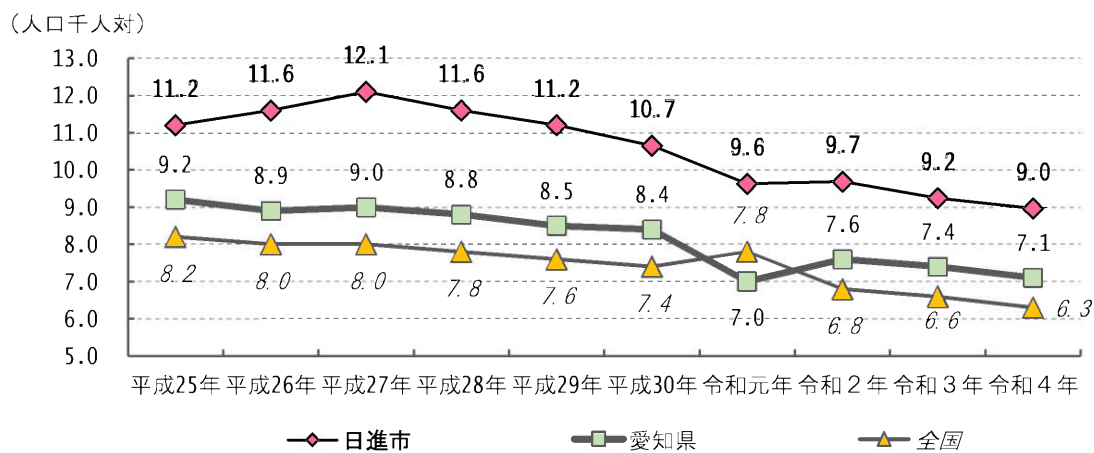
また、本市の出生率は、平成28年以降減少しているものの、全国と愛知県の数値を上回っています。

■ 出生数の推移



資料：愛知県衛生年報

■ 出生率の推移



資料：愛知県衛生年報

## (6) 子どもの貧困に関する動向

■ 全国の貧困率の推移

■ 日進市及び愛知県の子どもの貧困率の状況

上記等の記載を検討中



- 2 保育サービス等の現状
- 3 アンケートからみられる現状
- 4 施策の進捗評価
- 5 本市の子ども・子育てを取り巻く課題

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

第6次日進市総合計画では、「ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切に  
にするまち 日進」を将来都市像とし、子育て・子育て支援分野においては、“子どもを安  
心して生み育てられる地域環境になっています。”、“すべての子どもが心も身体も健やか  
に育っています。”、“子どもがいきいきと育つことを地域全体で支えています。”を目  
標とするまちの姿としています。

また、まちづくり戦略の1つとして、「子どもや女性が活躍するまちを創る」を掲げ、  
「日進市未来をつくる子ども条例」の理念を尊重し、健やかな育ちを地域で支えていくと  
ともに、夢や希望、本市への愛着が持てるような「子どもたちの笑顔が輝くまち」を目指  
しています。

本計画はこれらの趣旨を前提に、第2期計画の基本理念である『**にっしん、いいね！  
輝く子ども あふれる笑顔 支えあい、育ち合うまち**』を継承し、これまでの取組の更  
なる強化・充実を目指します。

#### 基本理念

**にっしん、いいね！ 輝く子ども あふれる笑顔  
支えあい、育ち合うまち**



## 2 基本目標

記載文言については今後精査します

基本理念の実現に向け、6つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。

### 基本目標1 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり

安心して子育てをするためには、子育て家庭のニーズに応えられるサービスの充実が必要です。近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及等により、子育て家庭においても共働きが増えているなか、各種保育・子育て支援サービスの拡充を図ります。

また、男女が互いに尊重し合い、ともに働きながら子育てができるよう、男性に対する子育て参加の一層の促進を図ります。

### 基本目標2 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

子育て家庭の様々なニーズに応じられるよう、関係機関、団体等と連携し、多様で柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、子育て家庭の交流機会や悩みごとへの相談体制等、地域全体で子育てへの支援を図ります。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、経済的支援の維持に努めます。

### 基本目標3 安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり

妊娠・出産・子育て・保育等の、子どもの成長段階に応じた相談体制や、情報提供の充実を図り、母子ともに健康に暮らせる環境づくりとともに、子どもの発育・発達の問題及び保護者の育児不安等の早期発見・支援に取り組みます。

### 基本目標4 子どもの学びと育ちを親と共に促すまちづくり

子どもの権利が尊重され、子どもの権利が保障されるよう、『日進市未来をつくる子ども条例』を通じ、子どもの人権について、普及啓発を図るとともに、児童・生徒が乳幼児とふれあったりするなかで、いのちの大切さを肌で実感したり、地域での文化スポーツ活動等を通じて、豊かな人間性の醸成を図ります。

また、子どもたち一人ひとりの個性をのびしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう、継続的な教育的支援や教育環境の向上、地域と連携した学校運営に取り組みます。

## 基本目標 5 すべての子どもの心と身体の健全な発達を支援する仕組みづくり

---

虐待の発生防止や早期発見・支援、居所不明児童の把握のため、地域や関係機関とのより一層の連携を図ります。また、障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども、不登校児童等、配慮の必要な子どもや保護者に対して、相談体制を強化し、継続的な支援の充実に努めます。

また、発達に心配のある子どもに対し、早期発見・支援に取り組むとともに、保健、福祉、医療、教育等の連携を一層推進し、保護者への支援を含めた療育支援体制の充実に努めます。

## 基本目標 6 子どもが輝く未来の実現に向けた仕組みづくり

---

すべての子どもが不安を感じることなく過ごすことができる居場所、様々な経験や体験が学べる場所づくりの充実に努めます。また、経済的な理由等で学習の機会が損なわれることがないよう、学習の機会を提供します。さらに、様々な課題を抱える家庭に対して必要なサービスや支援制度の周知やその活用を促し、保護者の負担軽減を図ります。

### 3 施策の体系図

